

光市公告第 7 1 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

低濃度 P C B 汚染廃電気機器等収集運搬処分業務

2 収集場所

光市立図書館及び光市民ホール

（詳細は別紙特記仕様書のとおり）

3 業務内容（規格等）

別紙特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

（1） 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2） 国税及び光市税の未納及び滞納がないこと。

- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても指名停止期間中等でないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項及び第6項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬及び特別産業廃棄物処分の許可を受けている者でPCB廃棄物の取扱いが可能なもの又は同法第15条の4の4第1項の規定に基づく無害化処理の認定を受けた者でPCB廃棄物の処分が可能なものであること。ただし、処分業者であつて収集運搬業務を自ら行わないもの又は収集運搬業者であつて処分業務を自ら行わないものは、それぞれ自ら行わない業務を行わせる業者を指定することにより、入札に参加することができるものとする。この場合において、それぞれが単体として上記(1)から(6)に規定する条件を満たすものとする。なお、収集運搬業者と処分業者が異なる場合又は収集運搬業者及び処分業者が複数となる場合の入札参加資格確認申請書の提出及び入札書の提出については、全ての業者から委任を受けた上で、申請者が行うものとする。

6 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 国税及び光市税の未納及び滞納がないことの証明書

- (3) 使用印鑑届
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項及び第6項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬及び特別産業廃棄物処分の許可を受けている者でPCB廃棄物の取扱いが可能なもの又は同法第15条の4の4第1項の規定に基づく無害化処理の認定を受けた者でPCB廃棄物の処分が可能なものであることがわかる許可証等の写し
- (5) 履歴事項全部証明書（申請受付日の前3箇月以内に発行されたもの）
- (6) 委任状（契約、請求等を本社以外で行う場合は提出すること。）
- (7) 直近1年間の決算書類
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 業務提携書 ※業務提携により参加する場合

7 設計図書及び申請書類の入手方法

光市教育総務課のホームページからダウンロードすること。

8 申請方法

- (1) 6に掲げる書類を、光市教育委員会教育総務課（〒743-0011 光市光井九丁目18番3号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、令和8年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、6の(1)、(4)及び(9)のみを提出すること。なお、郵送による場合は、送付記録が残る方法で提出期限までに必着とすること。
- (2) 申請書類の提出期限は、令和8年10月29日（木）午後5時15分までとする。なお、申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後にはできない。

9 入札参加資格確認通知

申請書類の審査後、入札参加については、令和８年１１月２日（月）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をファクシミリで通知する。

1 0 質問の方法

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたものは、本契約及び入札に関して質問があるときは、ファクシミリにより質問書を提出すること。

FAX番号 0833-72-6166（光市入札監理課）

- (2) 質問書の提出期限は、令和８年１１月６日（金）正午までとする。
- (3) 質問の回答は、令和８年１１月９日（月）までに、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてファクシミリにより書面で回答する。

1 1 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和８年１１月１０日（火） 午前１０時
- (2) 入札場所 光市役所３階 大会議室１号室

1 2 入札保証金

免除

1 3 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に

記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、委託料の総額とすること。

ウ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を件名及び入札者の名称を表記した封筒に入れて、入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

(3) その他

ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則及び光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。